

就学援助費受給資格の変更について

1. 変更の理由

- 公立中学校の夜間学級に在籍している生徒に対して就学援助を行うため受給資格を変更した

2. 変更内容

変更項目	従来	変更内容
受給資格	①豊島区に住所があること ②豊島区立小学校もしくは中学校又は豊島区以外の国・公立小学校もしくは中学校に在学している児童・生徒の保護者	①豊島区に住所があること ②豊島区立小学校もしくは中学校又は豊島区以外の国・公立小学校もしくは中学校に在学している児童・生徒の保護者 <u>(生徒が成年者の場合は本人)</u>

3. 変更手続き等

- 要綱改正 平成20年8月1日(ただし、4月1日に遡り適用する)
- 周知 9月に公立中学校夜間学級を通じて周知
- 援助費支給スケジュール(予定)
 - 9月30日 申請締切り
 - 11月 初旬 認定(認定通知発送)
 - 12月 下旬 修学旅行費払込
 - 2月 下旬 その他援助費払込

【参考】公立中学校の夜間学級

- 制度の目的 小学校や中学校を卒業していない人が、義務教育内容を勉強する機会を提供するため設置
- 入学資格 ①小学校、中学校を卒業していない人
②都内在住または在勤の人
③満16歳以上の人
- 授業時間 午後5時30分～午後9時頃まで(給食あり)
- 授業内容 中学校の9教科(小学校を終了していない人は小学校の内容から学習する)
- 修了時の資格 中学校卒業資格
- その他 遠足、修学旅行、体育大会、連合作品展、球技大会等

<都内の夜間学級のある公立中学校> 8校 206人在籍(平成20年5月現在)

墨田区立文花中学校、大田区立糞谷中学校、世田谷区立三宿中学校、荒川区立第九中学校、足立区立第四中学校、葛飾区立双葉中学校、江戸川区立小松川第二中学校、八王子市立第五中学校